



令和3年度

ワーク・ライフ・バランス

# 推進企業を認定します



中央区では、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業等を認定し、その取組を広く紹介します。是非ご応募ください。

## 認定企業にはこんなメリットが！

- ◎認定企業を区の広報紙やホームページで公表するほか、女性センターホームページで取組内容をはじめ企業紹介等を掲載します。
- ◎中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられます（別途審査あり）。
- ◎区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名等の優遇の適用を受けられます。

## ● 募集の概要 ●

### ◆対象事業所

中央区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等

### ◆対象となる取組内容

- ・仕事と子育て・介護の両立支援に取り組んでいる。
- ・長時間労働の削減などに取り組む、働きやすい職場作りを行なっている。
- ・従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組んでいる。

### ◆応募締切

**令和3年 10月31日（日） 必着**

### ◆応募方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、中央区総務部総務課女性施策推進係あてに持参または郵送してください。

※応募された書類等は、返却いたしません。あらかじめご了承ください。

応募について、詳しくは裏面をご覧くださいのうえお問い合わせください。電話 03-5543-0651

## ワーク・ライフ・バランス 推進のアドバイザーを派遣 します！

中央区では、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みたい、さらに充実したいという事業所等に無料でアドバイザーを派遣しています。

◎詳しくはお問い合わせください。  
電話 03-5543-0651

## 働き方改革関連法を確認しましょう

時間外労働の上限規制

**原則** 月**45**時間  
年**360**時間

中小企業は2020年4月1日より施行

年次有給休暇の時季指定

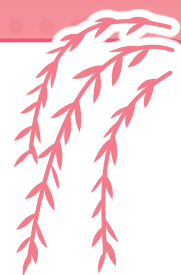
毎年**5**日

確実な取得が必要です

詳しくは、厚生労働省の「働き方改革」特設サイトをご覧ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

令和3年度

# 中央区ワーク・ライフ・バランス 推進企業等認定事業募集案内



## 1 応募要件

- (1) 中央区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、一般社団法人、一般財団法人等
- (2) 労働関係法令が遵守されていること及び認定企業とするに社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に起こしていないこと。
- (3) その業態が公序良俗に反していないこと。

## 2 対象となる取組内容

- (1) 仕事と子育て・介護の両立支援に取り組んでいる。
- (2) 長時間労働の削減などに取り組む、働きやすい職場作りを行っている。
- (3) 従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組んでいる。

## 3 認定の基準

- (1) 経営者と従業員が共に取り組んでいる。
- (2) 取組の内容・制度等が社内に周知されている。
- (3) 取組の内容・制度等の利用実績がある。

## 4 応募方法等

- (1) 申請書の入手方法  
次のいずれかの方法により入手してください。  
ア 中央区立女性センターホームページよりダウンロード  
<http://bouquet21.genki365.net/index.php>  
イ 電話で申請書を請求  
中央区総務部総務課女性施策推進係  
電話 03-5543-0651
- (2) 申請書の提出  
下記のあて先へ持参または郵送してください。  
〒104-0043 中央区湊1-1-1  
中央区立女性センター「ブーケ21」内  
中央区総務部総務課女性施策推進係
- (3) 応募された書類等は、返却いたしません。  
あらかじめご了承ください。

## 5 応募締切

令和3年10月31日(日)【必着】

## 6 審査について

- (1) 事前訪問調査  
区が委託するコンサルタントが応募企業を訪問し、申請内容の確認及び取組状況、労働関係法令の遵守状況等ヒアリングを行います。
- (2) 取組内容審査  
区が設置する審査会で審査を行います。
- (3) 認定企業決定  
上記(1)(2)を踏まえ認定企業を決定します。
- (4) その他  
ア 所定外労働時間が分かる資料や年次有給休暇取得状況が分かる資料等、審査に必要な資料の提出をお願いします。  
イ 提出書類やヒアリングの内容が事実と異なっている場合は、認定を取り消すことがあります。

## 7 認定企業の公表等

- (1) 認定企業の発表  
令和4年2月中旬以降に認定企業を決定予定です。  
応募企業へは個別に通知します。
- (2) 認定式  
令和4年4月(予定)に認定式を行います。

## 8 認定期間等

認定から2年間です。  
その後も2年ごとの申請により取組内容をあらためて審査したうえで更新となります。

## 9 認定のメリット

- (1) 認定企業を区のおしらせ等で公表するほか、女性センターホームページに取組内容をはじめ企業紹介等を掲載します。
- (2) 認定企業は、中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられます(別途審査あり)。
- (3) 認定企業は、区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名等の優遇の適用を受けられます。

## 10 問合せ先

中央区総務部総務課女性施策推進係  
(中央区立女性センター「ブーケ21」内)  
電話：03-5543-0651